



神奈川県
教育委員会

平成30年度 学校運営の重点課題と取組

(県立高等学校版)

平成30年3月16日

神奈川県教育委員会

I かながわ教育ビジョンに基づく「人づくり」

神奈川県教育委員会では、明日のかながわを担う人づくりを進めるため、本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」を、平成 19 年 8 月に策定（平成 27 年 10 月 4・5 章改定）しました。

この教育ビジョンは、夢や希望の実現に向けた自分づくりを支援していく営みを「人づくり」ととらえ、一人ひとりの成長の過程で、様々な立場の人々が役割と責任を自覚して人づくりにかかわり、協働と連携を進めることで、生涯を通じた人づくりをめざしていくことを基本的な考え方としています。

以下、教育ビジョンの概要を示していますが、このビジョンは「平成 30 年度の学校運営の重点的な取組」の基本となりますので、改めて教職員一人ひとりが確認し、日々の教育活動の中で、この理念等を具体化するよう取り組んでください。

第1章 教育ビジョン策定の背景

第2章 基本理念・教育目標

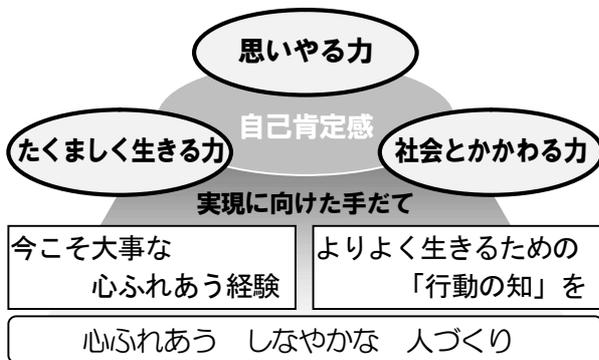
〔基本理念〕

未来を拓く・創る・生きる

人間力あふれる

かながわの人づくり

〔教育目標（めざすべき人間力像）〕



第3章 人づくりの視点

人の発達段階を通じた各主体のかかわり



第4章 展開の方向（平成 27 年 10 月改定）

（人づくりを展開する上での県の方向性を体系的に整理）

基本方針

1. かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組を進めます
2. 新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます
3. 少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます
4. 子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます
5. 生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます

第5章 重点的な取組み（平成 27 年 10 月改定）

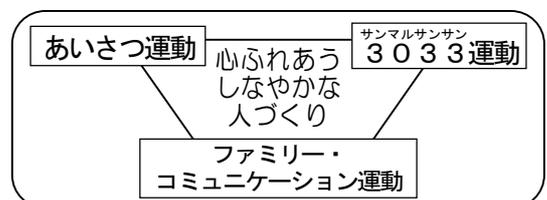
（今後の県の重点的な取組みを明示）

- I. 生涯学習社会における人づくり
- II. 共生社会づくりにかかわる人づくり
- III. 学びを通じた地域の教育力の向上
- IV. 子育て・家庭教育への支援
- V. 学び高め合う学校教育
- VI. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり
- VII. 県立学校の教育環境の改善
- VIII. 文化芸術・スポーツの振興

第6章 教育ビジョンの推進

- 県民と歩む教育ビジョンの推進
- 人づくりにかかわる様々な主体との協働・連携の拡大
- 行政改革・地方分権の取組みと一体となった教育行政の推進

学校や家庭、地域など、教育ビジョンを様々な主体と共有し、実効性のある人づくりを県民総ぐるみで進めていく「かながわ人づくり推進ネットワーク」に教育委員会も参加しています。



教育ビジョンを推進する心ふれあう 3つの運動

II 平成30年度の学校運営における重点的な取組

本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づき、めざすべき人間力像「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会と関わる力」を育成するため、次の4点を基本的な考え方とし、平成30年度の学校運営における重点的な取組を1～5のように整理しました。

＜基本的な考え方＞

- ◎ 「かながわ教育ビジョン」の基本理念の実現をめざし、第5章「重点的な取組み」を踏まえる
- 様々な教育課題の解決を図り、県民から信頼される学校づくりをめざす
- 県の総合計画「かながわグランドデザイン 第2期実施計画」(平成27年7月策定)に位置付けた「かながわ教育ビジョン」に基づく具体的な施策・事業の内容について留意する
- 「県立高校改革実施計画(全体)及び(I期)」(平成28年1月策定)の内容について留意する

1 主体的に学び行動する力を着実に身に付ける、学び高め合う教育の充実(主に教育課程、学習指導に関する内容)

(1) 確かな学力の向上を図る取組の推進

○教育課程の充実・改善

教育の「質の確保・向上」とともに、授業時間数の充実など「量の確保」を図り、生徒に育みたい資質・能力を向上させる適切かつより魅力ある教育課程の編成に取り組んでください。

また、平成30年度の教育課程の適切な運用に取り組むとともに、平成34年度から実施予定の新学習指導要領について、学校としての研究を進めてください。

○確かな学力向上のための取組の充実

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、知識の習得のみに終わらない資質・能力の育成をめざした学習指導に取り組んでください。その際、生徒学力調査の結果の分析等を踏まえた研究テーマを設定し、そのテーマに基づく校内授業研究を通じた授業改善を進めてください。

また、学習評価のあり方についての研究に取り組み、評価の妥当性や信頼性を一層高めるよう努めてください。

○キャリア教育の充実、政治参加教育をはじめとしたシチズンシップ教育の充実

選挙権年齢が18歳に引き下げられ、成人年齢の引下げについても検討されている中、平成30年度改訂予定のシチズンシップ教育の指導用資料を十分に活用し、時代の変化に合わせたシチズンシップ教育の充実を図ってください。

○県立高校生学習活動コンソーシアムの活用

コンソーシアムに係るホームページや配信メール等を活用し、教職員への一層の周知を図るとともに、生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の提供と充実に向けて、コンソーシアムの積極的な活用に取り組んでください。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

○DIG(災害図上訓練)などの実践的防災訓練による災害対応力の向上

今後30年以内の発生確率が70%と予測されている「都心南部直下地震」等に備え、実践的防災訓練として、全県立学校でDIGを実施するとともに、既存の訓練に保護者や地域住民と連携した避難所等の体験訓練を取り入れるなど、生徒等の災害対応力の向上に取り組んでください。

○人権教育、「いのち」を大切にすることを育むための教育の推進

性的マイノリティや貧困であることがいじめや不登校の原因となったり、子どもたちの健やかな育成や教育の機会確保に影響を及ぼしたりする等の様々な人権に係る課題を、教職員が的確に認識することが必要です。また、人権尊重の視点に立った学校づくりをするとともに、教育活動全体で人権教育を推進し、自他の大切さを認められる生徒を育成することが大切です。

さらに、「いのち」を大切にすることを育むために、様々な教育活動を通し、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」を活用する等、「いのちの授業」をより一層推進してください。

○健康・体力づくり

オリンピック・パラリンピックを契機に、県教育委員会が作成した「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」を活用するなど、かながわらしいオリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、運動習慣の確立、生活習慣の改善に取り組んでください。

また、食育については、年間指導計画を作成し、組織的・計画的に推進するよう取り組んでください。

(3) グローバル化などに対応した教育の推進

○グローバル人材の育成

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、スピーキング活動やライティング活動を効果的に取り入れ、一層の授業改善を推進してください。

また、4技能のバランスのとれた語学力の育成に向けて英語資格・検定試験をこれまで以上に積極的に活用するとともに、その結果を活用した授業改善に取り組んでください。

2 一人ひとりのニーズに応え、共に成長することをめざした、生徒指導・支援の充実（主に生徒指導・支援に関する内容）

(1) 生徒指導・支援等の充実

○生徒指導・支援の充実

生徒の健全育成・問題行動の未然防止、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの早期発見・早期対応に向けて、組織的な指導體制の構築に取り組んでください。

また、生徒一人ひとりの状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関と連携してきめ細かい支援に取り組んでください。

○部活動の活性化

「参加した誰もが満足できる部活動」と「より多くの生徒が参加できる部活動」をめざし、適切な休養日を設定した年間指導計画を作成し、生徒のバランスのとれた生活と成長を促すとともに、安全な部活動環境を整備し、生徒が自主的・自発的に取り組めるような、指導を行ってください。

(2) インクルーシブ教育の推進

○相互理解の促進

共生社会の実現に向け、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を認め合うことができるようにすることが大切です。そのため、各学校では、これまでの取組を振り返りながら、集団の中で子どもたちが互いにかかわり合い、相互理解を深める教育活動を、より一層充実させるよう、日常的・継続的に取り組んでください。

○高等学校における通級による指導の成果の活用

通級による指導を行う3校は、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒に対し、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程により、障がいに応じた適切な指導及び必要な支援を行ってください。また、他の県立高校は導入校の取組を参考とし、支援教育の更なる充実を図ってください。

3 各学校段階等への円滑な移行や、社会的・職業的な自立に向けた、進路指導・支援の充実（主に進路指導・支援に関する内容）

(1) 進路指導・支援の充実

○インターンシップの充実

生徒一人ひとりが主体的に進路を決定する能力・態度を涵養できるようなキャリア教育を進める上で、社会や職業に対する認識を深め、学ぶことの重要性を考えさせる極めて有効な手立てとしてインターンシップを位置付け、事前・事後指導も含めて更なる質の向上に取り組んでください。

4 地域等との協働による、学校の教育力の向上（主に地域等との協働に関する内容）

(1) 地域等との協働の推進

○コミュニティ・スクールの取組の推進

学校運営協議会設置校においては、学校運営協議会制度に基づいた地域協働による学校運営の推進の着実な取組を、未設置校においては、「神奈川県立高校・中等教育学校のコミュニティ・スクールの手引き」に基づき、平成31年度の同制度の円滑な導入に向けた校内の体制づくりなどを推進する取組を行ってください。

○地域との相互交流による教育の推進

学校と地域との連携・協働の意義について教職員の理解を図り、外部講師として地域の人材を招いたり、社会教育施設等と連携したりするなど、地域の教育力を活用するとともに、学校施設の開放など地域の方々の生涯学習機会の拡大に協力し、開かれた学校づくりの推進に取り組んでください。

5 信頼に根ざした学校づくりの推進と、教育環境の整備の充実（主に学校管理、学校運営に関する内容）

(1) 信頼と期待に応える学校づくりの推進

○学校評価システム等を活用した学校運営の充実

重点的に取り組む1年間の目標の設定や取組の内容の明確化を図り、評価活動を充実させ、「県立学校における学校評価システムに係る実施要綱」に基づき、教育活動その他の学校運営の組織的な改善に取り組んでください。

また、学校評価報告書等による評価結果を学校要覧及びホームページに掲載してください。

○県立高校改革にかかる情報発信の充実

県立高校改革実施計画の進展を踏まえ、自校の取組について学校ホームページや学校説明会等を通して、県民に広く周知を図ってください。

○不祥事防止の徹底

平成29年度には、公立学校の教職員によるわいせつ行為、体罰、窃盗など、教育に携わる者としてあってはならない重大な不祥事が多発しました。コンプライアンスマニュアル（平成30年3月配付）を研修で活用するなどにより、教職員一人ひとりが自覚と誇りを持ち、不祥事防止を自らのことと認識して取り組んでください。

○人格的資質・情熱、指導力（課題解決力・授業力）の向上

平成29年8月に策定した教員育成指標「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて」を活用し、管理職は校内の人材育成を図るとともに、教職員は自らに必要な資質を踏まえ、より高度な段階に向けた目標を持ち、自ら研修の機会を探して、人格的資質・情熱、指導力の向上に取り組んでください。

(2) 安心で快適な教育環境の整備

○教員の働き方改革の推進

教員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間や、教材研究の時間などを確保していくとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現させて、高いモチベーションを持って働くことができる職場環境をつくり、すべての教員が能力を最大限発揮できるようにすることが大切です。

このため、「教員の働き方改革に向けた取組の基本方針」に沿って取り組んでください。

○県立学校の教育環境の整備

「県立学校施設再整備計画」（新まなびや計画）により推進される県立学校の耐震・老朽化対策、トイレ環境の改善等が円滑に行われるよう、取組を進めてください。特に、トイレ環境の改善については、学校説明会等に利用できるリーフレット（平成29年度改訂版）を、各県立学校に配付してありますので、生徒や保護者への周知を図るよう取り組んでください。

大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項をまとめた文部科学省通知に基づき自校の避難所指定状況を再確認するとともに、災害時に近隣住民等が避難してきた場合を想定した具体的対応等について市町と協議を行い、「避難所初動対応マニュアル」を作成してください。



神奈川県

教育委員会 教育局総務室企画調整グループ
横浜市中区日本大通 33 〒231-8509
電話(045)210-8030(直通) FAX(045)210-8920